

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 一般乗用旅客自動車運送事業乗務員の服務規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の行う一般乗用旅客自動車運送事業に関し、運行の安全を確保するために必要な乗務員の服務に関することについて定める。

(規則の遵守)

第2条 乗務員は、関係法令及び就業規則のほか、この服務規則を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規則で乗務員とは、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者をいう。

第4条 乗務員は、事業用自動車の運行を中断したときは、次に掲げる事項に関して適切な措置をしなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための措置は、他の措置に先んじてしなければならない。

- (1) 旅客の運送を継続すること
 - (2) 出発地まで送還すること
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護すること
- 2 乗務員は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための措置は、他の措置に先んじてしなければならない。
- (1) 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること
 - (2) 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること
 - (3) 遺留品を保管すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること
- 3 乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 酒気を帯びて乗務すること
 - (2) 旅客の現在する事業用自動車内で喫煙すること

(乗務前点呼)

第5条 乗務員は乗務開始前に運行管理者の対面による点呼を受け、次の報告を行い、又運行の安全を確保するために必要な指示を受けなければならない。

- (1) 日常点検の実施またはその確認
- (2) 疾病、疲労飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(乗務後点呼)

第6条 乗務員は乗務終了後に運行管理者の対面による点呼を受け、自動車、道路及び運行の状況を報告しなければならない。

第7条 乗務員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 日常点検をし、又はその確認をすること
- (2) 疾病、疲労飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること
- (3) 旅客の現在する事業用自動車の運行中当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに運行を中止すること
- (4) 坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること
- (5) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと
- (6) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること
- (7) 乗務記録をすること
- (8) 運転操作に円滑を欠くおそれのある服装をしないこと
- (9) 乗務中は乗務員証を携行し、及び乗務を終了した場合には、乗務員証を返還しなければならない

附 則 この規則は、平成18年1月1日から施行し、平成17年9月22日から適用する。